

答 申 第 2 号  
平成17年7月19日

七尾市長 武 元 文 平 様

七尾市情報公開及び個人情報保護審査会  
会 長 三 林 隆

個人情報の取扱いに関する例外事項等について（答申）

平成17年7月9日付で市長および教育委員会から諮問のあった標記の件について、その理由や必要性について釈明のうえ審査した結果、当審査会の意見を以下のとおり答申します。

なお、今回適当と認めた類型諮問事項については、類型該当性の判断は実施機関において厳格に行うこととし、類型該当性を判断しがたい事務や今後の個人情報の保護に対する社会意識の変化及び法律等の制度改正等、再検討すべき事態が発生したときは、改めて当審査会に意見を聴き、適正な運用に努められるよう要請します。

1 目的外の利用・提供制限の例外事項について

（七尾市個人情報保護条例第7条第1項第6号）

諮問のあった事項については、相当の理由があり、妥当な内容と認められる。

なお、諮問のあった類型に該当すると判断する場合であっても、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために利用及び提供することが禁止されている原則を踏まえ、利用又は提供する個人情報の範囲や必要性について慎重に検討のうえ運用されるべきである。

2 制度の運営に関する重要事項の審議について

（七尾市情報公開条例第22条第2項）

諮問のあった全住民基本台帳の閲覧制限について、現状では、住民基本台帳法第11条に認められている閲覧請求権を条例等で制限することは困難と考えられる。

抜本的には今後総務省から公表される予定の、住民基本台帳法の閲覧制度等のあり方についての検討結果を参考として、七尾市の閲覧制度を検討することが妥当と考えるが、当面、地区や世帯別順に配列された台帳の内容を、地区別を廃した個人名の50音順に並べ替えるなどの対応が考えられる。